

(議事録)

土屋部会長 それでは、ただいまから第2回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金指導官 本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、御出席いただいております。委員9名のうち3分の2以上出席されていることから、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

土屋部会長 ありがとうございます。埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。

現在、傍聴者は何名ですか。

賃金指導官 傍聴者は、5名です。

土屋部会長 5名ですね、承知しました。

次に、本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

まず、審議資料について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 本日、事務局で御用意した資料はございません。使用者委員から資料を頂いておりますので配付いたします。

(資料を用意)

土屋部会長 資料について、使用者側から何か御説明されることはありますか。

廣澤委員 はい、ありがとうございます。前回の中賃に関する説明では目安が決まった要因として賃上げ率が相当大きな比重を占めていたと理解しています。

そのことに関して、令和5年度のデータではありますが、4ページの記載に、賃金改定の実施状況があります。その2行目のところに1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業の割合は89.1%とあり、逆に言えば、賃上げ未実施の先が約10.9%あるということであり、この点は事実として押さえておきたいと思います。

それから、5ページになりますが、今回の中賃の目安は5%ということですが、規模の大きい企業の賃上げ率に引っ張り上げられた結果であると思われれます。5ページの昨年度のデータによれば、

5,000人以上が4%なのに対して、300人未満は2.9%ということで、歴然とした差があるという点についても、今一度確認したいと思います。

以上です。

土屋部会長 なるほど。令和6年の調査はまだ……。

廣澤委員 11月ですから、まだですね。

土屋部会長 そうですね。

廣澤委員 はい。ですから、全ての企業が賃上げしているわけではありません。

土屋部会長 この資料のデータに基づいて、以降、使用者側としては……。

廣澤委員 もう少し言わせていただきますと、やっぱり賃上げできていない理由をきちんと把握する必要があるのではないかと思っています。企業の経営判断で賃上げを見送っているのか、そうではなく賃上げができないのだとすると、政府の施策である業務改善助成金や年収の壁対策等が機能していないのではないか、そこをきちんと見なくてはいけないのではないかと思い、資料を出させていただきました。

土屋部会長 分かりました。資料について、何かほかに、委員の皆様からありましたら、お願いします。

それでは、議題の1に入ってもよろしいでしょうか。議題の1は、公示に基づく関係労使の意見陳述です。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 前回に続きまして、最低賃金の改正決定について、意見陳述を希望された団体の中から、本日は、全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部及び生協労連コープネットグループ労働組合の方にお越しいただいております。

土屋部会長 それでは、意見陳述を許可いたします。時間の関係もありますので、例年と同様ですけれども、陳述時間は1団体10分を目安にお願いできればと思います。

それでは最初に、全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部様からお願いいたします。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 私は、全労連・全国一般労働組合埼玉地本の

副委員長の林と申します。本日は発言の機会を与えていただき、どうもありがとうございます。

福田部会長代理 どうぞおかけください。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 では、座って発言させていただきます。発言の前に、先週、ちょっと熱を出しまして、コロナではなかったんですけど、ちょっと喉がまだ本調子ではなくて、せきというか、発言に不都合な部分もあると思いますけど、御容赦いただければなと思います。

私たち全労連・全国一般は、業種を問わず、いろいろな職種の労働者を組織している労働組合なのですが、現下の情勢については、いろいろなところから指摘があると思いますので省きますけれど、これは藤村会長もおっしゃっているように、物価高が非常に高水準が続いている状況があると思います。そういう点から、24春闘では33年ぶりという賃上げがあって3%以上賃金が上がったということですけど、実質賃金は26か月連続の減少ということで、物価高に賃金が追いつかない状況が続いている。世界的に見ても、日本の賃金水準が極めて低い状況が続いていることは皆さんも御存じだろうと思います。働いている者の生活は本当に厳しい状況がある。

もう一方で、4月の消費者動向調査では、前年同比で1.2%低下するというので38.4%になったのですが、7か月ぶりのマイナスで、消費マインドも非常に下落しているということで、実質的な可処分所得は、当然、実質賃金が減っていますから、可処分所得も減り続けているということで、昨年の秋の調査でも、可処分所得は0.9%減少するという状況が続いています。そういう点では、本当に働く者の賃金は減少の一途で、使える、消費に回せるお金がどんどん減っているということで、統計上の数字よりも、実質的に私たちが生活する物価の上がり方はさらに大きいということもあって、深刻さを増していると思います。

全労連・全国一般は中小企業が圧倒的に多いので、そういう点からすると、大企業の皆さんは一程度上がったにしろ、中小企業は本当に上がらないという状況が続いていますし、日本全体の経済も含めたことを考えれば、やはり、中小ですとか、それから、パート、非正規労働者の底上げをしないと、日本全体の消費マインドというか、消費動向が上がらないということが言えるのではないかなと思います。そういう点では、今年の最低賃金審議会の役割というのは極めて大きいだろうと思っています。

それと、去年は加重平均1,004円ということで1,000円を超えたわけですけど、御存じのように、実際1,000円を超えている都府県は8都府県とどまっている。埼玉もそっちに入っているわけです。

けど、そういう点で、全体の底上げをする意味でも、格差を縮める、割合ではなくて、絶対額を縮めるということも必要かと思います。埼玉と東京の格差についても、85万と非常に高い水準が続いているという点では、東京との格差を縮めるということも私は重要かなと思います。そういう点を考えていただいて、今年度の最低賃金の諮問については、中賃の諮問を上回る額をぜひ実現していただきたいと思いません。

職場の実情について、ちょっとお話ししたいと思えます。先ほど言いましたように、全国一般はいろいろな職種があるわけですが、特に私たち埼玉地方の場合、商業・サービスですとか、それから自治体の委託労働者なんかが多いんですけど、これは去年も意見書で出したんですが、ある自治体の電話交換の人が、ほぼ最低賃金ですと20年以上にわたって働いてきて、昨年ですけど、今まで委託だったのが、会計年度任用職員という形で、再雇用というか、されたわけですけど、それでもほとんど上がらない状況で、これは公務員賃金と関係することになりますけど、会計年度任用職員の水準も最低賃金に張りついているという状況は、皆さんも御存じだろうと思えます。

そういう点では、もちろん中小企業もそうですけど、自治体で働く非正規の労働者についても、ここをしっかりと底上げしていくことが必要ではないか、それが地域における波及効果を生むと私は思っています。この人たちは、電話交換として、今、機械電話交換は多くなっていますけど、住民サービス、市民からの要望をすぐに担当者につなげるという点では、非常に珍しいですけど、やはり、直接市民に応えるという点では、すばらしい労働者だなと思えます。

それから、東松山のほうに、これは焼き鳥屋さんですけど、人がなかなか集まらないということで、採用を一生懸命やっているんですけど、会社の募集額は1,050円で募集しているんですが、全く集まらないということで、ある店長は、会社の方針よりも多く、1,300円で募集しても人が集まらないという状況が続いていて、かなり深刻に受け止められているということで、そうすると、人手不足の中で、飲食業は当然シフトのやりくりが非常に困難になるということで、店長だけではなくて従業員も含めて、非常に深刻、働き方について、非常に残業を強いられるとか、そういう状況が続いているという点で、やはり、人手不足というのはかなり深刻な問題として私たちは捉えていますし、経営者も同じ気持ちだろうと思えます。

それから私たちの仲間で馬具をつくっている会社もあるんですけど、そこは川口のほうにありますが、東京と接しているということもあって、やはり、ここもなかなか人が集まらないので、東京並み以上に採用時給を上げないとやっていけない状況が続いているということで、東京との格差についても縮めるということで、中賃の50円という指

標にとらわれず、大幅に埼玉の最低賃金を引き上げることが求められていると思います。

それから、地域経済の問題ですが、私たち全国一般で、今年の2月に、埼玉県南部、蕨とか川口近辺ですが、商店街訪問を行いました、私たち、これは全労連も含めて取り組んでいる最低賃金と中小企業振興についても団体署名をお願いしに回ったんですね。三十数店舗に伺いまして、いろいろな意味で、いい懇談ができたかなと思います。中小の商店街の経営者も、最低賃金は大幅に引き上げないといけない。具体的に幾ら幾らと言えないけれど、上げなければ地域経済がどんどん疲弊していくということで、蕨と川口でも、かなり商店街で店を閉めるケースも増えてきていると思います。もちろん、最低賃金だけではなく、特に消費税のインボイスの問題なんかにも非常に不満ですとか不平が出てきたということで、中小企業の経営にとって非常に深刻な状況が続いているという点では、最低賃金の引上げと同時に、中小企業に対する支援が絶対必要だと思います。

そういう点では、後で少し述べますが、社会保険料の減免ですとか、あるいは負担を軽減する。もちろん業務改善助成金も必要ですが、それ以上に、直接的な中小企業支援対策が必要ではないかと思っています。

あまり時間もありませんので、ちょっとはしる部分もあるんですが、特に、これはかなり個人的な意見も入るんですが、近年で非常に話題というか問題になっている年収の壁問題ですけど、これは審議会でも特別議論して結論を出すという問題ではないにしろ、ここの是正というのは、やっぱり、審議会としても問題意識を持って、中央政府に具体的に意見すべきではないかなと思います。人手不足の原因の大きな一つは、年収の壁の103万円、いわゆる税制上の103万円の問題ですとか、それから、3号被保険者の社会保険の120万とか、この問題を本当に根本的に対策を講じないと、幾ら最低賃金を引き上げていっても人手不足は解消しないということになると思います。昨年、政府が支援強化パッケージなる制度をつくったわけですけど、率直に言って、不公平感がありますし、非常に複雑な制度だということもあって、私、活用されているか分かりませんが、この問題については、付け焼き刃ではなくて、実質的な支援体制をしっかり構築する必要があるだろうと思います。そういう点では、これはかなり個人的な意見であります、いわゆる税制上の103万円の壁については、私は、最低賃金が1,500円程度になれば、いわゆる労働時間を減らさなくても、税金を払っても収入は減らないどころか少し超えるというのが、大体ざっくりですけど試算できるのではないかなと思います。そういう点では、今回の中賃の50円目安というのでは、とてもとても、労働時間をまたどうやって削ろうかの議論になってしまうのでは

ないかということもあって、ここでは大幅に引き上げる必要があるのではないか。

当然ながら、今後、3号被保険者の問題で、社会保険の問題もあるんですけど、これについては、当然、被保険者が社会保険料を支払って、当然それに見合う社会保険というものが入ってくるわけだから、そこはしっかり政府として説明していただいて、これは議論のあるところだと思いますけど、様々な学者の方が、3号被保険者の問題については、もうなくすべきではないかという意見も出ている。私もそういうことを議論すべき段階に既に来ているのではないかなと思っています。ただ、中小企業は、経営者側、企業側、使用者側の負担が増えるということになりますから、それについては、しっかりと国として助成して、未来永劫ではないですけど、一程度の中小企業の経営体制が改善してくるぐらいまでは、支援体制をしっかり構築することが必要ではないかなと思っています。

最後に、これは例年言っていますけど、最低賃金審議会の労働側委員の任命について、改めて、公正任命ということで、埼玉県労働組合連合会、埼労連の中からも委員の任命をお願いしたいということを申し添えまして、私からの意見としたいと思っています。どうもありがとうございました。

土屋部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま意見陳述いただきましたが、何か委員の皆様から御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

迫委員

御説明ありがとうございます。

1点、埼玉県南部の川口、蕨とかの商店街の人手不足についてですが、それは、近隣に東京があるから、そっちに流れてしまうという認識でよろしいですか。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部

その辺は、はっきりしないんですよ。実際、中小の場合、いろいろ職安の募集ですとか出しているんですけど、一向に集まらないということで、多分御存じだと思いますが、どんどんシャッター街が増えてしまって、後継者もいないということで、やはり、これは本当に憂慮すべき問題だなと。東京に流れているかどうかは定かではないと言っています。

迫委員

分かりました、ありがとうございます。

以上です。

土屋部会長 ほかの方から、いかがでしょうか。

近藤委員 併せて。

土屋部会長 どうぞ。

近藤委員 私も今の埼玉県南部の商店街訪問、非常に興味深く聞かせていただきました。最低賃金上げが必要との声というのは、経営者の方からもあったのでしょうか？

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 はい、そうです。経営者の方から、そういう声は出ています。

近藤委員 もう少し深く聞けると本当はうれしいんですが、経営者的には自分の、先ほど東松山の例では1,300円に上げていた例もありましたが、自分のところで上げてもいいのかなという募集の金額というのは上げればよいと思いますが、経営者の方が最低賃金上げが必要だと言った思いみたいなところをもう少し聞かせてください。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 やはり最低賃金が上がってもいいというのは、横並びに上げてほしい、簡単に言えば、自分ところだけなかなか上げにくいから、全体が上がれば自分たちも上げやすい。当然、その負担増えるんだけど、それぐらい人手不足は深刻化していると私は対話していて、そう捉えたんですよ。

近藤委員 分かりました、ありがとうございます。

土屋部会長 使用者側からはいかがでしょうか。

後半、就業調整の話をされたのですけれども、就業調整される方は、組合員の方でも結構いらっしゃるのですか。また、就業調整の問題は、先ほどあった商店街とか商工会とかの訪問のときに、経営者の方からも結構そういった声が出されたということですか。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 就労調整については、実は私たちの組織で、リユース事業の会社があるんですけど、実は組合員は正規の人はそんなに多くはないんですけど、正規の人に聞くと、パートの人の時給調整のために休まれるのは本当に困ると。やりくりをするのは店ごとの店長になるんですけど、その負担というか、それが非常に大変だという声を聞いています。それはリアルな問題として、やり繰りが、これはシフトも含めて、本当に大変。これ、焼き鳥屋さんだけではないと

思います。

土屋部会長 分かりました。
ほかの方からはいかがでしょう。

高橋委員 高橋からもよろしいですか。関連してですが、東京への人材流出や、就労調整なども含めて理由は、根幹には人手不足というのが最大の要因としてあり、募集をしても人が来てくれない。いろいろな要因はあると思いますが、根幹には人手不足が、どうしてもない課題として、捉えているという認識でよろしいですか。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 はい。

高橋委員 あわせて、人手不足を解消するためには、いろいろ取り組むことはあると思いますが、その中の一つとして、最低賃金の引上げは、強く求めていきたい、ということを改めて確認させていただければと思います。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 そのとおりだと思います。もちろん、人手が足りないというのは、今言ったリユースのところでは、一程度のパートの方がいるんですけど、就労調整すれば、その分、補わなければいけないということで、就労調整しなければ何とか人は足りる状況にはあるということで、どうしても、就労調整されてしまうと人を募集せざるを得ないという、これは全部でなくて、たまたま、その会社の事情かもしれませんが、それがその会社では大きな要因になっているという話をしています。

高橋委員 ありがとうございます。

廣澤委員 よろしいですか。

土屋部会長 どうぞ。

廣澤委員 使側からも1点質問させていただきます。今の就業調整の話ですが、なぜ政府の制度を利用しないか、もう一度、御説明していただけますか。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 それについては、こちらも、実を言うと、経営者の方々とは、そこについてはあまり具体的に交渉はなっていないので、私たちもそれについては、組合員の人、正規の人も含めて、そ

の辺のところを十分説明しないといけないかなど。

廣澤委員 そうしますと、浸透していない、行き渡っていない、ということですか？

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 そうですね。

廣澤委員 分かりました。

土屋部会長 では、時間もありますので、特になければ、次の陳述に移ってよろしいでしょうか。
 貴重な御意見、大変ありがとうございました。

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部 ありがとうございました。

土屋部会長 それでは続きまして、生協労連コープネットグループ労働組合様から、同じく10分という目安でお願いできればと思います。どうぞ。

土屋部会長 では、どうぞよろしく願いいたします。

生協労連コープネットグループ労働組合 生協労連コープネットグループ労働組合の橋本志保と申します。今日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。着座で失礼いたします。

 労働者の労働条件の向上並びに最低賃金について御審議いただく委員の皆様、心より敬意を表します。

 私たち生協労連コープネットグループ労働組合は、生協で働く仲間、関連の職場で働く仲間を組織した労働組合となっておりまして、従業員の7割がアルバイト、パート、非正規で働く仲間構成されています。

 運動の方針の柱として、格差と貧困をなくすために賃金の引上げを目指しまして、とりわけ最低賃金においては、地域間格差の解消ですとか、どこでも誰でも8時間働いたら暮らせる社会を目指して活動しております。今年度の埼玉地方最低賃金の改定につきまして、生協で働く職場の仲間を代表して意見を述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

 最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するものです。しかし、この間の急激な物価上昇によって、多くの生活者の暮らしは逼迫しまして、とりわけ非正規労働者は低所得の方が多いですので、

この方々の暮らしが危機的状況にあります。格差と貧困の問題も、より深刻さを増しています。

昨年、埼玉県は初めて時給1,000円を突破して1,028円となりましたけれども、この金額ですと、1日8時間、真面目に週5日勤務しても、月額20万円を切る感じで、年収でも220万円前後というのが事実です。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額となっております。

非正規の労働者の中には短時間労働者がとても多いんですね。その中で、先ほどもお話がありましたけれども、時給が上がると、やっぱり税収の壁にぶつかってしまって、働く時間を短くするというケースが本当に多く見られます。そうすると、結局、さっきもお話があったように、現場で働いている人たちが物すごく苦勞しているんですね。人手不足になりまして、シフトが回らない。特にお店が非正規、短時間が多いんですけれども、お店で働く短時間の人たちも苦しい、長時間で働く人たちも、その穴埋めをしなければいけない。正規で働く人たちもシフトが組めない。本部から応援というふうに、この間、本当に悪循環が生じています。

学習会をしようということで、皆さんと試算をして、昨年、私たち頑張って春闘で50円上げたんですけれども、50円上がったんだから、ちょっと試算してみて、もしかしたら社保に加入したほうがいいかもしれないよという学習会を幾つか開いたんですけれども、何とも言えないんですね。やっぱり、ぎりぎりという方が多くて、ぎりぎりぐらいだと、家族を説得してまで、ちょっとという方が何人もいらっしやって、少しぐらいプラスだと腰が上がらないという方がまだ多くいらっしやるんですね。私たちのところでは、まだ1,800人前後の方が社保未加入のまま働いていらっしやいます。

繰り返しになるんですけれども、労働時間を短縮せざるを得ない状況が続いているので、店長さんたちからも、勘弁してくれという声は本当に日に日に多く聞こえてきています。

長時間労働をしている非正規の労働者の方は、家計補助ということではなくて、自分の収入がメインで生活している人たちもたくさんいらっしやるんですね。この層の人たちが、今回の物価高の影響を受けて、本当に厳しい暮らしを強いられている状況になっています。

現場での人手不足、それから物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも、一日も早く、本当に大幅な最低賃金のアップが求められているという深刻な声をぜひ受け止めた上で、議論をお願いしたいと思っております。

非正規労働者が転職を希望する理由の聞き取りをしまして、そこでは、同じ職種で時給を比較すると、やっぱり、埼玉県内で働くよりも、東京都内で働いたほうがいいというような回答が多いんですね。少し

でも高い賃金を求めて、特に若年層の労働者が都市部へ流出していることは、地域の高齢化や少子化が進む要因でもあると思っています。共働きをする世帯は年々増加の一途をたどっていきまして、非正規で働く女性の収入は、正規の賃金水準が上がらない中、家計にとって本当になくってはならない生活費として、収入となっております。また、非正規労働者の中には、シングルで、1人の収入で家計を支えているケースも少なくないので、物価高によって暮らしが圧迫されている中では、この層の人たちが一番つらい毎日を過ごしておりますので、その状況をお伝えさせていただければと思います。

資料に参りますが、埼玉県内のお店ですとか、私たちの宅配センターで働くパート職員さん、子育て世代の方の3人の方からの声を御紹介します。

シングルマザーで、小学生3人を育てています。夏休みが怖い。給食がなくなってしまって、自宅で昼食を用意しなければならなくなる。経済的に全く余裕がないので、満足な昼御飯を用意できないと思っている。子供たちがいるので、昼間もエアコンをつけっ放しにしなければいけなくて、電気代も心配です。私の場合は、夏休みに、旅行だ、お出かけなんていう話は全くない。生活できるかどうかの話だ。どうやって支出を減らすか、今悩んでいるよとお話をしてくださいました。

もう1人の方からは、物価高が続いていて、暮らしの節約も、本当に切り詰めて、限界が来ている。食費もぎりぎりまで切り詰めているけれども、育ち盛りの子供たちがいるので、ひもじい思いをさせてしまっている。親として何とも情けない気持ちでいるんだというお話をしてくださいました。

もう一方は、受験生のお子さんがいらっしゃって、高校生3年生の娘さんだったかな、大学受験を控えている。周りはみんな塾に通っている子ばかりだけれども、我が家は塾代が払えないから、娘さんは図書館で勉強しているそうです。「お母さん、図書館はエアコンが効いていて快適だよ」と笑顔で話をされているそうです。ただ、お母さんとしては、子供に気を遣わせて申し訳なさでいっぱい。学費も用意できないので、奨学金制度を利用させることになってしまっただけで本当に申し訳ないと、うつむいてお話をされていました。

私も上に大学生の娘がいるんですけど、アルバイトは東京に行っています。南浦和に住んでいて、チェーン店で働いているんですけども、「やっぱり東京のほうが時給がいいから」と言って、東京で働いています。娘の周りも、「県内よりも都内のほうが時給がいいから」と言って、都内に行って働いている子が多いと聞きます。下は小学生の息子がいるんですけども、夏休みに入ったので、今日もお昼御飯を準備して、エアコンをつけっ放しで家を出てきました。

細かい話ですけども、家に子供たちがいると、水道代が上がるん

ですね。光熱費と水道代も上がって、そういう小さいところが、ぎりぎり生活していると響くという現場の声もあるんですけど、私も共感しているところではあります。

あと、若い世代は、娘の話になってしまうんですけども、日本の時給が安過ぎるという情報がいっぱい入ってくるので、日本の時給が安過ぎるということをよく知っていて、自分も含めて、「海外で働こうかな」なんて言っている子が多いんだよなんていう話を、つい最近していました。まだ大学1年生なので先のことは分からないんですけども、そんなふうにも話していました。

この間の生活費全般の大幅な値上がりは、労働者全体の暮らしに大打撃を与え続けていて、中でも低所得の人たちの生活に本当に深刻な影を落としています。本当にこれは命に関わる問題だと私たちのところでは捉えています。こんなに暑かったらエアコンを切るわけにはいかないではないですか。ただ、そこを気にしながらの生活をしているという実情があります。

全労連の調査では、25歳の単身者が1日8時間働いて人間らしく暮らすためには、全国どこでも1,500円が必要だという結果が出ています。ぜひ、全ての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準という視点で議論をしていただいて、地域経済の発展ですとか活性化のために、埼玉県の最低賃金を目安に捉われず、1,500円、2,000円と上げていただければなと思って、発言を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

土屋部会長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

どうぞ。

迫委員

私は、意見という形でお伝えさせていただきます。

今、大きな課題といったところでいくと、格差是正と、最低賃金、近郊で働いている人たちの生計費というか、働くところといったところで、我々の思うような考え方、方向性みたいのところについては、同じような思いがあると思いました。

あと、暮らしの実態のところですが、生々しい声を聞かせていただいて、ありがとうございます。私も、その辺についてはすごく共感しながら、お話を聞かせていただきました。いろいろとコミュニケーションを取りながら、意見の吸い上げって大変だったと思いますが、今専門部会で発言していただいて、本当ありがとうございました。

以上です。

生協労連コープネットグループ労働組合 ありがとうございます。

土屋部会長 それでは、ほかに御意見があれば、
どうぞ。

近藤委員 まず、御説明ありがとうございました。説明の中で、社保に加入されていない方が1,800名いるというお話がありましたが、逆に入られている方は何名ぐらいなのでしょう。大体、お店のパートで働かされている方全体の割合とそれが合っているのかどうかも併せて教えていただければと思います。パートで働かされている方がどれぐらい社保に加入されているのかという割合、全体で大体分かりますでしょうか。

生協労連コープネットグループ労働組合 今、正確な数字は持ち合わせていないんですけども、半数以上は加入しています。ただ、短時間で絞ると、多分その数字は違って、短時間になると、半数は切っていますね、半数行っていない状態です。

近藤委員 短時間の方が、就労調整される方ということでしょうか。

生協労連コープネットグループ労働組合 そうですね、就労調整を強いられている感じですね。

近藤委員 困っているのは、長時間で社保で働いている方のほうが、生活は苦しいのでしょうか。

生協労連コープネットグループ労働組合 はい、苦しい。そうですね、実態としてはそういう形になります。

近藤委員 分かりました、ありがとうございます。

土屋部会長 ほかはいかがでしょうか。

では、私から。最低賃金の金額が、生協で働いていらっしゃる方、主に非正規の方の時給だとは思いますが、それはかなり影響しているというか、最低賃金の引上げに応じて、同じ程度か、あるいはもう少し引き上がっていくと、そういうような賃金の決め方になっているという、そういう実態があるということですかね。

生協労連コープネットグループ労働組合 張りついて働いている方は、全体で言うと、実はそんなにはいらっしゃらないんですけど、春闘で頑張っ

10円、20円上げても、結局、最賃ががっと引き上がらないと、自分たちの生活は変わらないということを現場の方々は気づき出しているんですね。なので、そういう意味では、春闘で、本当は1,500円、2,000円にしたいけれども、どうせ通らないから、最賃を上げてほしいという声が本当に年々上がっているんですね。最賃が上がらないと、正規も含めて、自分たちの暮らしが豊かにならないというのが浸透しているというところが実態です。

土屋部会長 生協ですから、一般の民間の企業ではないので、協同組合ということで、経営理念的にも、やっぱり働く人の条件をよくしていくというようなことは多分あるんだと思うんですけど、それが賃金という点でいうと、あんまり変わらないというか、そこで大きく、それなりに違っているという、そういうこともなかなか難しい現状があるということですね。

生協労連コープネットグループ労働組合 そうです。経営とのバランスとか、あと、組合員さんに還元みたいなのところも必要とされているので、そのバランスで見ると、大幅な賃金アップというのが難しいという状況ですね。

土屋部会長 最賃も含めた全体の賃金の上げがないと、なかなか生協でも引き上がっていくことは難しい。

生協労連コープネットグループ労働組合 はい、難しいと考えています。

土屋部会長 ほかに御意見や御質問、どうぞ。

廣澤委員 使側としては、最低賃金を上げることと年収の壁を解消することは同時並行で進めていかないといけない、そうしないとお互いに大変な状況になると思っています。それ故に、昨年度から新しい制度に注目しているのですが、先ほどのお話ですと、行き渡っていない、全然使われていないというお話でした。その辺をもう一度お話いただけますか。

生協労連コープネットグループ労働組合 パッケージの件ですよ。

廣澤委員 そうです。

生協労連コープネットグループ労働組合 それは生協では、私たちのグループのところ
が採用しませんで、理由が、新規で採用した方しかパッケージが受けられないと、古い方がたくさんいらっしゃるの、不公平感があるの

で現実的ではないということで採用できなかったんですね。

廣澤委員 ありがとうございました。

土屋部会長 ほかにはいかがでしょうか。
 よろしいですかね。
 それでは、貴重な御意見、どうもありがとうございました。

生協労連コープネットグループ労働組合 ありがとうございました。

土屋部会長 それでは、議題の1は以上でよろしいでしょうか。
 それでは続きまして、議題の2に移りたいと思います。議題の2は、埼玉県最低賃金の改正についてです。
 前回、目安の伝達を受けまして、その伝達を受けた直後ではありましたが、労使それぞれから基本的なお考えについてお聞きしたところでは、結論を得る必要がありますので、審議の日程も予備日も幾つか取ってはいますが、限られてもいるなかで、お聞きしたところでは、それなりに労使の間での意見の隔たり、金額については、労働側はお話しいただきましたが、使用者側はまだそこまでの用意がないということで、金額的にもそれなりに、なかなか開きがあって、すぐには詰めていくのは難しいのかなとも思ったところではありますけれども、今後それを詰めて、できましたら、公労使3者の全員の賛成で決めることができればと思っていますところでありまして。御協力をお願いできればと思います。
 それで、前回、金曜日の審議以降、特に何か変わったということもないかもしれませんが、一応、双方のお考えをそれぞれお聞きしたいと。目安についても、前回は報告を受けた直後でもあったので、その内容についても改めてお考えいただく時間もあったかなと思います。
 それで、今後、金額審議を進めていく上で、結論を得ていくという、それぞれ御努力いただいてそこに至っていくという中で、また、今回改めてになりますけれども、それぞれから御意見をお伺いできればと思っています。特に使用者側については、前回、金額についてはお話がなかったもので、金額についても、お話しいただければと思っていますところでは。
 では、労側からでも使側からでも。では、労側からでいいですか。

迫委員 労側としては、前回、金曜日お伝えした金額、考え方から、今時点でいくと変化はございません。それを基に審議を尽くしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。
 以上です。

土屋部会長 引き上げ率5.74%で……。

迫委員 引上げ額でいくと、59円。

土屋部会長 59円でしたね。

迫委員 はい。

土屋部会長 ちょっと、いろいろ資料があつてあれですけど、幾つかの指標を基にしつつ、でも、基本的によるべき指標としては、5.74%というのは……。

迫委員 そこでいくと、有期短時間、あと契約等の労働者、言わば今の最低賃金均衡で働いている方たちの今回の春闘の上げ幅といったところになります。

土屋部会長 前回の資料、参考資料1の表紙のところに出ている数値ですけども、これは埼玉の結果の数値？

迫委員 そこでいくと、全国数値になります。

土屋部会長 全国の数値。

迫委員 はい。

土屋部会長 埼玉の数値を使われなかった理由とか、何かあるんですか。

迫委員 私の手持ちでは集計がありません。

土屋部会長 集計がない？

迫委員 はい、集計のところは今ありません。

土屋部会長 埼玉の状況は、これまでのこういったことの集計結果からすると、全国平均とそんな変わらないということで、今のところ埼玉の集計が——今のところというか、今後されるのかどうかあれですけども、埼玉の集計結果がないので、これまでのことから踏まえると全国並みだろうということで、この数値を基にして59円と、そういった御主張だったと。それをベースとして。

迫委員 そうです。

土屋部会長 今後、金額の審議をしていきたいと。
使用者側はいかがでしょう。

廣澤委員 使側としましては、中賃の目安50円をおおむね尊重する考えで
ますが、先ほどの令和5年度厚労省データの、賃上げしていない企業
が1割以上あるということ、大企業と小規模企業とで賃上げ率が違う
のに、今回の5%は大企業寄りに引っ張り上げられているということ
に疑問を持っており、その点は承知しかねる状況にあります。
ただ、冒頭に使側も最低賃金の引上げが必要だと考えるとお伝えし
ており、さいたま市の消費者物価指数の令和6年5月の単体よりも高
い令和5年度全体の3.6%に、政府の負担軽減策による6月マイナス
分の0.25%加えた3.85%を掛けた値の円未満切上げた40円と
いう金額を現状はイメージしています。

土屋部会長 40円ですか。

廣澤委員 はい。

土屋部会長 最初のほうでおっしゃった、少し理解できなかった、おおむねこの
目安は……。

廣澤委員 全体の構成の中の話としては分かりますが、賃上げを実施した企業
だけに視点を当てているのではないのでしょうか。

土屋部会長 うん。先ほどの、今回出された……。

廣澤委員 令和5年度のデータではありますが。

土屋部会長 資料によると……。

廣澤委員 1割は賃上げできていない。

土屋部会長 1割ちょっとが引上げを実施できていないという。

廣澤委員 そうです。その理由が、納得感あるものであれば良いのですが、そ
れを判断するデータがないので、やはり、マイナスの要因として考え
るべきではないかと思っています。そうでないということなら、そう

でないことを示すデータを示してもらいたい。データを示してもらえれば、当然に分かることです。

土屋部会長 目安をおおむね尊重……。

廣澤委員 賃上げ率を別にすれば、目安に至る考え方を使側の金額算定の根拠にしているということです。

土屋部会長 賃上げ率についての実態を踏まえると、目安もおおむね尊重しつつということだと、今のようなお話で……。

廣澤委員 そうですね。

土屋部会長 使用者側としては、今のところ、金額的に言うと40円が適切ではないかという話ですが、そうすると、20円ぐらい、59と40ですかね、結構違いがあるということになって——現状ですけど——いますが、いかがでしょう。それぞれ少し御意見を出していただければと思いますが。

迫委員 金額に差があるなといったところが率直な意見となっています。少し理解に苦しむところはあるかなと思っております。

廣澤委員 先ほどの陳述にもありましたが、年収の壁対策が機能していないということは、前年度の最賃引上げの前提条件としての要望事項が実効性を伴っていないということであり、それは見過ごすことができません。従って、何らかの実効性を高めることが担保されるのであれば、当然、前向きに考えたいと思います。プランだけ、要望だけでは不十分であると考えます。

土屋部会長 実効性を担保するのは、この審議会ではなかなか。

廣澤委員 それは行政の役目だと思いますね。

土屋部会長 難しいところですよ。

廣澤委員 であれば、データを示してもらおうとか。

近藤委員 年収の壁の論議について、特に年収、政府の施策がきちんと機能しないといけないというのは全く同意するところではありますが、最低賃金の考えで言うと、やはりセーフティーネットという点を考えると、

先ほどの意見の中にもありましたが、気にすべきところは、要は調整できない、パート、最低賃金で自分の力で生活している人をこの物価高からどう救っていくかというところに今年は重きを置く必要があるのではないかなと思います。当然、年収の壁は要請していくのは間違いなく必要ですが、注目すべきは、やはり、調整もできない、けど苦しいという人を審議の中で大きく見ていく必要があるのではないかなと、私としては今考えているところです。

廣澤委員 その点も踏まえて、さいたま市の消費者物価指数を指標としているところですか。

嶋田委員 よろしいでしょうか。

土屋部会長 どうぞ。

嶋田委員 今のお話の中で、去年も同様でしたが、3要素のうち、生計費と賃金部分を、かなり重視して議論してきたところがあると思います。今回も物価であるとか、春闘の賃上げの額は重要な論点になると思いますが、やはり使側といたしましては、企業サイドの支払い能力という部分を十分考慮しなければいけないと考えております。人手不足の折、賃金を上げていくというのはよく理解できますけれども、サーベイでも、業績が改善はしていないけれども防衛的な賃上げをする、つまり、人手を確保するために賃上げをするというのが、やはり6割ぐらい占めています。

それからまた、これは言わずもがなですが、大企業と中小企業との労働生産性は大幅に違いがあると思います。従業員1人当たりの付加価値額を見ても大幅に違うというのがデータで出てきています。当然ですけど、最低賃金は全企業、産業に適用されますので、やはり、企業の支払い能力の要素についても、ぜひ、引き続き、重要な論点として検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

土屋部会長 では、藤本委員。

藤本委員 私は、労側が提示された春闘の全国の上げ幅で算出されたというところに甚だ疑問を持っておりまして、春闘の結果というのは、特に牽引する大企業であるとか、中規模の企業の企業努力の結果であると思っています。採用競争の激化もグローバルに進んでおりまして、各企業は、賃上げは必須だという認識には立っております。ただ、いみじくも、先ほど「物価高からの救済」という言葉もございましたけれど

も、そういった企業努力の結果を集計して意見を言われるのではなくて、あくまで物価上昇率との比較で全体的な御意見を言われるのが筋ではないかなと考えます。

それともう一つ、ここはだからどうというところではないんですけども、今日の日経新聞の経済教室の末尾のほうに出てくるんですけども、昨年の最低賃金が反映されていない企業が21%ぐらいあるという具合になっておりまして、本当は一番救済してあげなければいけないところは、その層にいる企業にお勤めの方々であって、中規模、大規模の企業は企業努力で一生懸命賃上げすればいいと思っているんですよ。その一番下の21%の人たちのことを放っておいていいのか、その人たちのお勤め先の企業を最低賃金で無理やり給与を一気に上げてしまうと、本当に倒産のリスクとかも増してしまうのではないかな。今、決めつけて言うつもりはないんですけども、その辺をお互いよく検討していかなければいけないのではないかなと。

それと、今日、会計年度任用職員の方のお話もございましたけれども、ああいった方々も、最低賃金として集計に含まれている。ただ、雇用主は自治体でありますので、我々、ここにいる企業の労側の人間とはちょっと立場が違うと思いますので、そういった方々への救済というのは、市や県がきちんと実態を調査して、最低賃金にマッチしているかというところを見てあげる必要があるのではないかなと思っております。130万円の壁もしかりだと思っております。

以上になります。

土屋部会長

どうぞ。

迫委員

春闘の上げ幅といったところで、今回提示させていただいています。春闘の中には、賃上げの中に物価上昇分なんかも含まれていることをお伝えしながら、議論はしていきたいと思っております。

藤本委員

私が申し上げたかったのは、大手、中堅は物価上昇率プラスアルファのところ競争しているんですよ。だから、それを含めたのをベースに議論してしまうとやっぱりおかしくて、物価上昇率そのもので議論されたほうがいいのではないかなと思います。生産性の向上を実行するから、その分、物価上昇率に加えてあげるよというのが大手の考え方なので、それを全体の考え方に入れてしまうと非常に厳しいのではないかなと思いますけど。

近藤委員

そこで1点、ここで議論をしても仕方がない面もあると思いますが、そういった意味だと、例えば昨年度の引上げ額というのを、春闘の結果より高い額で最低賃金引上げを行ってはいませんが、実質賃金

としては下がっているというのがデータとしても出ているところを見ると、今年の中央最賃で見ていた、例えば頻繁に購入する物価の指数というのも、考慮していく必要はあるのかなとは少し思うところです。春闘の結果が物価上昇より高いかということ、そこは少し疑問が残るなというような気がしております。

土屋部会長 中賃のというか、公益委員の見解ですけど、実質は公労使3者、誰も反対なく決定されているものではあるとは理解しているのですが、今回は、今言われていた物価上昇で、持家の帰属家賃を除く総合を見つつ、また、頻繁に購入する必需品についての上昇率を特に重視しつつ、物価の動向を踏まえた5%と、そういった目安の金額だったかと。物価上昇の5%、そしてあとの2つの要素ですね、賃金と企業の賃金支払い能力、そういった2つの要素を見たときに、5%程度の引上げは可能ではないかと、そういう内容だったかと思ったところです。だから、私としては、適切な目安で、それをベースとして、地方において審議していくということは適切なことかなとは理解しているところです。

廣澤委員 よろしいですか。

土屋部会長 どうぞ。

廣澤委員 近藤委員がおっしゃったように、頻繁に買われるデータを見ていくのは良いことと思います。さらに、使側としては、昨年度賃上げできなかった企業が今年度は賃上げしたというデータがあって、その要因が業務改善助成金によるものかそうでないのか、そうしたデータがきちんと整備されてくれば、施策が機能しており、次に繋がることになると考えます。しかしながら、そうしたデータがなく、要望のみを繰り返している状況が続いており、我々がもう一步踏み出せない大きな要因となっています。その整備をきちんとやってもらわないと、これから先、来年度以降の議論も難しいのではないかと考えます。

土屋部会長 ほかに、御自由に御意見いただければと思いますが。

オブザーバー安藤 では、よろしいですか。

土屋部会長 どうぞ。

オブザーバー安藤 オブザーバーで参加しています中央会の安藤でございます。中小企業で組織されている団体を代表する立場から、特に中小企業の苦しい

ところをお話しできればと思っております。

まず、私ども埼玉県中央会の全国組織として、全国中小企業団体中央会がありますけれども、令和6年4月18日に、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会と連名で政府に対して、6項目から成る最低賃金に関する要望を提出しています。具体的には皆様も御覧になっているかもしれませんが、かいつまんで申し上げますと、まず、最低賃金審議においては、法定3要素に関するデータに基づく明確な根拠の下、納得感のある審議決定をすること。

それから、最低賃金引上げが、中小企業、小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響について注視してほしい。

3点目が、中小企業、小規模事業者が自発的、持続的に賃上げできる環境の整備の推進をすること。

4点目が、先ほども出ましたけれども、中小企業、小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消をすること。

5点目が、改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保をすること。

6点目が、産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用することという、この6点を要望してございます。

それから、最低賃金法の第9条ですけれども、賃金の決定に当たっての原則であります。最低賃金につきましては、賃金の最低額を保障するために決定されるものである。それから、その地域の最低賃金より安い賃金で働かせると、使用者が国から50万円以下だと思えますけれども、罰金を科されるという強い強制力を持っていることから、企業側としては、これは従わざるを得ない内容になっているということです。それは小規模事業者も含めてになっているということがあります。

それから、先ほどの3要素になりますけれども、第2項では、「地域における労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して定められなければならない。それから、第3項は、生活保護との関係を配慮するとなっております。

この中でも特にデータに基づいてという部分については、いわゆる政策についても、予算をかけ、制度をつくって、インプットするのはいろいろ紹介もいただいていますけれども、それがどういうアウトプット、どういう雇用につながっているのか、何人の雇用とか、それがアウトカムとして所得にどれだけ反映されるのかとか、本来、そういったところまで議論があつてしかるべきだと考えております。

データに基づいてと自分で言った関係もありますので、少しデータを確認しながらお話ししたいと思います。

まず、県内経済の概況についてです。

関東財務局の、「埼玉県の経済情勢報告」の資料、第1回専門部会でもお示しいただいています。総括判断は、「県内経済は持ち直しのテン

ポが緩やかになっている」と、前回1月のときには「持ち直している」という言い切り方でしたけれども、若干、下方修正をしている情勢であります。

それから、これは埼玉県の、「埼玉県四半期経営動向調査」の中では、県内中小企業の景況感として、「県内中小企業の景況感は持ち直しの動きが見られる。先行きについては、改善の動きが見られるものの、一部に不透明感が見られる」とされており。直近のところでは、また、さらに少し上含んでいるということから、中小企業は、景況判断については、かなり慎重に見ているというのが実態であります。

それから、日銀の地域経済報告、いわゆるさくらレポートで、これは埼玉でなくて関東甲信越となりますけれども、「一部に弱めの動きも見られるが、緩やかに回復している」というような状況になっているということでもあります。

景況判断については、御案内のように、マインドというのも大事になってきますけれども、令和6年の目安小委員会の資料の中での「全国短期経済観測調査」、いわゆる短観ですけれども、これの中では、全産業の規模計が最近でプラスの12、先行きがプラス10となっていますけれども、これは企業の規模別で見ますと、随分違ってまいります。大企業では最近でプラスの22、先行きがプラス20という明るい展望を持っていますけれども、中小企業につきましては、最近でプラスの7、先行きでもプラスの5ということで非常に慎重になってまいります。

それから、中小企業庁の「中小企業景況調査」によりますと、令和6年の4月から6月期のDIでは、合計でマイナス15.7となっております。業種別にもかなり差が出ておりますけれども、時間の関係で省略いたします。

それから、先日、7月25日に全国中小企業団体中央会で発表した「中小企業景況調査」というのがあります。これはまた後ほど資料でお示ししなくてはいけないかなと思っていますけれども、これは全国の中小企業団体を集約したものですけれども、景況、DIはマイナスで27.3、前月比で2.6ポイントの減ですし、前年同月だと12.4ポイントも悪化しているという状況であります。売上高とか収益についても、明るい材料はなかなかないというのが正直なところです。原材料、エネルギー価格の高騰、人件費の上昇等により、製造業の景況感が依然厳しい。それから、円安等による物価高の影響で、消費者マインドが低下していることから、非製造業においても、前月に続き、景況感が低下しているような状況であります。

それから、少し経営の内容についてまいりますと、「企業収益」であります。目安小委員会の資料の中で、「法人企業統計」の中で、売上高経常利益率は令和4年度規模計におきましては、プラスの6.0という

のが全体でなっちはおりますけれども、資本金1,000万円以上の企業ですと、プラスの6.4に対しまして、1,000万円未満の企業はプラスの2.9ということで、倍以上の差があるというところでありま

す。
経常利益の額についても、全産業で95兆円の経常利益があるという話になってはおりますけれども、資本金規模1,000万円未満の企業では、約4兆円の経常利益にとどまっているということでもあります。売上高経常利益率についても、別の資料ではまた数字が異なるものも出ております。

「企業物価指数」についても、昨年来いろいろ議論があったかと思はれますけれども、これについても、明るい数字もありますし、一時期よりも急激な上昇は収まってきてはいますが、また、ここに来て、少し首を上げてきている状況でありますので、中小企業の経営圧迫につながっているというのが分かります。

「価格転嫁の状況」についても資料を拝見いたしました。これにつきましては、コスト全体の価格転嫁率は46.1%と、直近3月よりも調査として転嫁率は微増になっております。今回の調査の中では労務費の価格転嫁交渉についても状況が示されて注目していたわけですが、3月に価格交渉が行われたという企業は全体の59%で、59%のうち労務費も対象にしたというのは68%になっております。ただ、実際に労務費の価格交渉で値上げしてもらえたかどうかという結果についての検証は行われてないという状況であります。

「雇用人員」についての指標ですけれども、「雇用人員DI」について、これは目安小委員会の中の資料で全国ベースになりますけれども、規模が小さくなるほど悲観的な数字になっており、中小企業は大企業以上に人手不足感が高まっているということが数字でも表れております。

「労働分配率」についても同様でありますし、「労働生産性」についても、大規模と中小企業では、かなり差があります。非製造業で申し上げますと、例えば1億円以上の企業の労働生産性は1,066万円、1,000万円未満だと483万円ということでもあります。機械化等々の進み具合あるいは体力という問題があろうかなと見ております。

「倒産件数」についても資料で頂いておりますけれども、頂いている資料にはありませんが、「人手不足倒産」というのが帝国データバンクの調べの中で出ております。全国ベースでありますし、資料を出せと言われれば御用意させていただきますけれども、全国ベースになりますけれども、2023年度の1年間に313件、過去最多の更新だというような記者発表がされております。特に直近の3月は49件に上って、月次ベースでも最も多い件数になったということから、人手不足が原因となった倒産というのも出てきている状況であります。

こういった中で賃金市場に焦点を当てますと、先ほど来お話がありますので、春闘の結果については省略させていただきますけれども、経団連では500人以上の大手企業、ただ、これは数としては89社であります。経団連の89社によると5.58%のプラス。一方で500万円未満の中小企業にアンケートをいただいて、226社が答えていますけれども、プラスの3.92ということで、1.6ポイントも差があるということでもあります。

また、県内企業に着目した賃金改定につきましては、資料でお示しいただきました埼玉りそな産業経済振興財団の調査報告がありましたけれども、全産業305社からの回答で、プラスの3.6%というところでもあります。賃上げの決定に当たり、重視することを複数回答で回答していただいていますけれども、当然ながら企業業績が64.4%と最多になっておりますが、その報告書の中では、このような指摘もされております。「今年度の賃上げは、人手不足を反映し、「労働力の確保、定着(48.8%)」や、他社との競合から「世間相場(35.6%)」に重点を置く企業が多くなった。」というような御報告、レポートになっております。

それから、今後の議論なのかもしれませんが、影響率についても、事業所規模30人未満の事業所で、令和5年度の最低賃金の改定後に、最低賃金の引上げが必要な労働者の割合、いわゆる影響率ですけれども、埼玉の数字で22.8%となっております。それではなかったと思いますけれども、全体で219ページの資料の18ページ、第2回の日安小委員会、

土屋部会長 安藤さん、あとどのぐらいかかりますか。

オブザーバー安藤 もう間もなく、もうすぐ終わります。

すみません、日安小委員会の資料によると、影響率、埼玉では22.8%であります。全国平均では21.6%になっていますので、5人の労働者のうちの1人以上の賃上げ改定が必要になってくるというような数字かなと受け止めております。中小企業としては、非常に苦しいところでもあります。

以上のデータの整理の中で、全国の加重平均、上昇50円につきましては、企業の経営状況に関わらず、労働者を雇用する上で、全ての企業に適用され、下回る場合には罰則の対象になるということから、十分な価格転嫁ができずに苦しんでいる多くの小規模事業者にとって、大変厳しい目安だと言わざるを得ません。一定の賃上げが必要だということについては理解しているつもりですけれども、過度の賃上げが行われますと、中小企業の経営を危うくしかねないと考えております。中小企業、小規模事業者も努力をしているつもりではありますけれど

も、最低賃金を定めるに当たっての考え方としては、むしろ生産性の一層の向上や、取引環境の適正化を図ることによって賃上げの原資を確保する、これを優先していただきたいと思っております。また、大幅な賃上げによって、中小規模、小規模事業者の経営や地域経済に与える影響についても、十分に注視をしていくというアフターフォローも求めていきたいと思っております。

政府におきましては、引き続き価格転嫁対策の一層の推進、生産性の向上に係る各種施策の拡充、強化、それから、一層の効果を上げていくように、インプット、アウトプット、アウトカムまで見据えた検証をたゆみなく行って、中小企業、小規模事業者が自発的な賃上げに取り組めるような環境の整備に引き続き努めていただきますよう、お願いしたいと思っております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

土屋部会長

ほかに、この場で御意見などありましたら、お願いいたします。どうぞ、加藤さん。

オブザーバー加藤 商工会連合会の加藤でございます。

小規模事業者の支援を行なっていますので、その点から少し意見を申し上げておきたいと思っております。

物価上昇に対応して、経済の好循環に対応するためには賃上げが必要であると考えております。ただ、先ほど廣澤委員からお話がありましたように、物価上昇について、埼玉県の実情を反映して行われることが重要なのではないかなと思っております。先ほどの説明でもありましたが、埼玉県の物価上昇の数値に電気料金の影響も加味して数値を積算しておりますけれども、こうした数値については、地域の実情を反映しているということを考えると、非常に適切ではないかと考えております。もし、この数値があまり適切でないということであれば、そういった点についても教えていただければと思っております。特に罰則のある最低賃金ということでございますので、埼玉県の現状をしっかりと踏まえたものにしていくことが、特に零細、中小の事業者にとって必要なかなと思っております。その点では、ビデオメッセージの中でもありましたが、企業規模による差はあります、大規模企業と小規模事業者の賃上げ対応の結果というのは、やっぱり数値に表れております。そういった点についても十分考慮していただいて、議論していくことが必要なのではないかなと思っております。

もう1点は、施策の効果ですね。引き続き、継続的に事業、賃上げをしていくためには、国の支援策が有効に機能しているかというのは非常に重要かと思っております、特に小規模事業者については、採択しているところも多数あるとは思っていますので、そういった点をよく

サンプルとして取っていただきまして、それと、採択されていない事業者との差等をしっかり検証していただいて、事業効果を測定し、P D C Aを回していくようなことが必要ではないかなと思っております。今後も引き続き賃上げをしていくためには、そういったエビデンスを持った対応が必要ではないかなと思っています。

参考に意見を申し上げました。以上です。

土屋部会長　　今、使用者側の委員の方全員にお話しいただいたわけですがけれども、労働側の委員の方からは、何かほかに、この場でお話しただけのことはありますでしょうか。

高橋委員　　意見になります。今までいろいろ御意見をいただいて、ありがとうございました。労側としては、先週もお伝えしたとおりの状況ではありますが、必要な数値については、今、廣澤さんを始め、おっしゃった数値というのはもちろん踏まえる必要は当然あると思っています。埼玉県の状態というのも、埼玉県の最低賃金なので、当然、踏まえる必要はあると思っています。

ただ、この中賃でも出ていますけど、地域間格差というところも考慮に入れる必要は絶対あると考えていますので、その点も踏まえて、継続した議論ができればと思っています。

土屋部会長　　今日は午前中の審議ということで、午後から用事がある方も多分何人かいらっしゃるので、午前中になったかと思えます。今日は以後、そんなに審議時間が残されているわけではないのですけれども、どうしましょうか、基本的な考えについて、ある程度、労使それぞれお話しいただいて、まだ、結審に向けてはなかなか見通せないような状況でもあります。一旦休憩にして、短時間にはなりますけれども、それぞれ休憩時間中に、非公式という形になりますが、少しだけ、公益とそれぞれ意見交換することにさせていただいてもよろしいですか。

では、一旦、休憩にしましょうね。では、労側からということで。

賃金指導官　　使用者側委員は部長室を控室とさせていただきます。傍聴者は14階です。

(休 憩)

土屋部会長　　それでは、おそろいですので、審議を再開することといたします。今までの休憩中に、公益委員と労使双方の委員との間で個別に協議を行いました。その結果、当初、それぞれが御提示された金額については、特に修正というか、変更はなかったわけですが、それぞれから、この審議の中で御努力いただいて、結審に向けて審議を進め

ていくということはお聞きできましたので、以降、何回か審議がありますけれども、適切な結論が得られることになるかと考えております。

お互い特に、非常に重視されている指標としては、物価上昇というところですね。使用者側の最初の御主張が物価上昇、さいたま市の上昇率を基にして40円ということで、また、労働者側でも物価上昇率を重視した御主張ではありました。中賃の目安についても物価上昇を重視した目安で5%、50円。ただ、5%といたったときには、持家の帰属家賃を除く総合のパーセントが3.2%でしたか。そして、特に頻繁に購入する重要な必需品についての物価上昇率が5.4%ということで、どちらかという、賃金の低廉な人たちに影響する物価ということで、その5.4%の物価上昇率を重視して5%という数値の目安になったかと。ただ、5.4%は全国的な数値で、埼玉における数値が何%か、それは労使双方共に、物価の上昇はそれぞれ重視されているわけですが、全国での5.4%というのは埼玉で何%かの数字はぜひ知った上で審議を行っていきたいということが、それぞれ出されたので、次回までに間に合うかどうかですけれども、これは事務局に御努力いただいて御用意いただくことにします。

あと、使用者側からは、この間、比較的、最賃の大幅な引上げがあった中で、特に中小企業に対する支援策に関わる要望を行政に対して意見書という形で作成して行ってきたところ、その実効性というところで、要望しっぱなしになっている面があって、実効性を担保するような何らかの仕組みが必要ではないか、そこについてもそれなりに対策がされないと、目安の金額の50円というの、なかなか現時点では受入れ難い、そういったお話もあったということですね。

ほかに、労使の委員の方から、こういった論点もあったとか、あるいは、こういった主張もしたということで、何か補足があればお願いしたいのですが。

迫委員 では、はい。

土屋部会長 はい。

迫委員 今、いろいろと議論を重ねてきましたが、中央でも、生活費、物価上昇みたいなのところも重視しながら決めてきたといったところもあります。また、格差是正、こちらもしっかり注目しながら、重点を置きながら、今後、議論していけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

土屋部会長 すみません、言い忘れしました。労働側からは格差是正ということで

……。

福田部会長代理 ランク別の格差是正の話ですよ。

土屋部会長 ランク内の……。

福田部会長代理 ランク内です、ランク内。

土屋部会長 だから、Aランクで埼玉、東京……。

福田部会長代理 Aランクの中での格差。

迫委員 そうです。

土屋部会長 東京あるいは神奈川、特に東京ですね、東京との格差是正については、これまでの審議でも追求、主張してきたけれども、この間、特に中賃の小委員会の報告でもそのことが、その場合はランク間の格差ということですが、その是正ということがあるなかで、ランク内の格差ということも、今年度は特に主張し、追求していきたいというお話が労働者側からありました。すみません、これ、お話しするのを忘れていました。失礼しました。

迫委員 いえ。

土屋部会長 あと、補足的に何かありましたら。
それでは、時間もそろそろというか、午前中の審議ということでしたが、もう過ぎていきますので、また、開きもまだ大きくありますから、今日はこの程度といたしまして、日を改めて審議をしていきたいと思えます。

では、議題の1は以上でよろしいですか。

では、議題の2ですが、その他です。

まず、委員の皆様から、その他の議題で何かありましたら、お願いします。

では、事務局から何かありますか。

賃金室長 事務局からは特にございません。

土屋部会長 分かりました。それでは、議題の2も終了ということで、今回の専門部会は以上で終了となります。

次回ですが、第3回埼玉県最低賃金専門部会は、7月30日、あし

たですが、第4回本審終了後から開催いたします。公労使3者で行う審議は公開といたします。

これで閉会といたします。本日は長い時間どうもありがとうございました。

— 了 —